

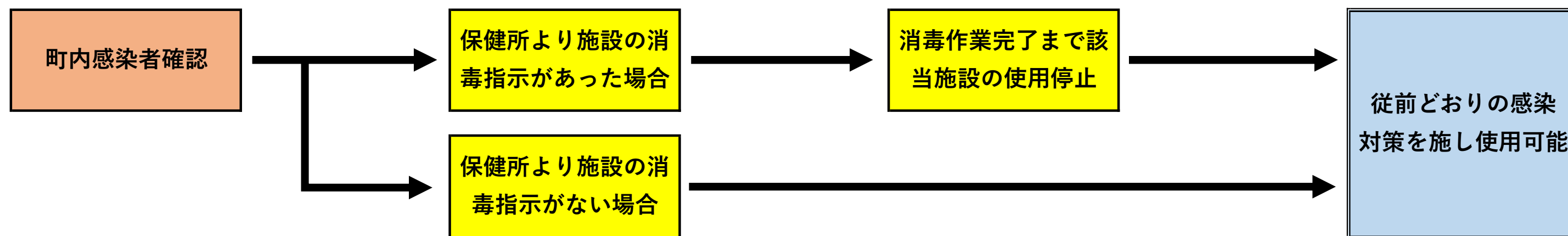
県内感染状況拡大時および町内感染者が確認された時の教育施設等の制限について

令和2年7月30日現在

◎県内感染状況拡大時の場合

外出自粛要請、施設の休業要請が発令された場合には、要請期間中は対象施設を全て貸出禁止とする。貸出再開は「滑川町教育施設等の貸出再開基準表」のとおりとする。

◎町内感染者確認時の場合



※小・中学校の教職員または、児童生徒の感染確認があった場合、保健所の指示に基づき、該当施設（小・中学校）の体育館・グラウンド・校舎等全ての貸出・立入を禁止する。なお、貸出・立入の再開（使用禁止期間）については、保健所と協議の上、再開を決定する。

◎イベント・大会等の開催について

イベント・大会などの開催については、人数規模や感染症対策などを記載した計画書を町の担当課局に提出し、事前に相談を行い、許可を受けたもののみ使用可能とする。

◎共通事項

- ①施設利用者は、事前に検温を行い、体調に問題がないことを確認する。
- ②手洗い、うがい、アルコール消毒等を徹底し、感染防止に努める。
- ③施設利用中は、窓を開放等換気を徹底する。
- ④施設利用中、及び利用前後を含め、密集しての会話など、「密閉、密集、密接」の「3密」を防ぐことを徹底する。
- ⑤感染者または、濃厚接触者(所属団体等)の施設利用履歴があった場合、該当の団体を感染者発覚日より2週間、町内施設の使用を禁止とする。